

意見書

西NW企第140号  
平成21年1月15日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちょう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

[Redacted signature area]

## 【別紙】

### ■ 『集中監視を行う事業場に選任される電気通信主任技術者の選任基準の対象となる実務経験』に関する意見(P. 47(イ)項)

ネットワークを集中監視する事業場に選任される電気通信主任技術者に求められる管理能力を判断するための実務経験については、現状の資格取得者の一定レベル以上の知識に加え、資格取得者のほとんどが日常業務においても電気通信設備の工事、維持・運用業務に従事し、その一部は選任された電気通信主任技術者の補助的役割を担っているケースもあること、および資格取得者の更なるレベルアップを目指す意味でのインセンティブ効果も期待できることから、A案～C案のうち「電気通信主任技術者資格者証を取得してからの実務経験とする場合」のB案が妥当と考えます。

### ■ 『実務経験の担保方法の明確化方策』等に関する意見(P. 49～P. 51 イ、ウ項)

ネットワークを集中監視する事業場において、十分な実務経験を有する電気通信主任技術者を選任するためのその実務経験の担保方法の方策については、既存の電気通信主任技術者証取得者の更なるレベルアップを目指す意味でのインセンティブ向上と、建設業法上の監理技術者等への展開が開ける可能性から、「新たな資格を創設する案」が望ましいと考えます。

なお、新たな資格を創設する場合、電気通信主任技術者全体のレベルアップ、インセンティブ向上を図るためにも、対象を伝送交換種に限定するのではなく、線路種も対象となる検討を継続して行うことを要望いたします。

### ■ 『端末設備等のセキュリティ対策』に関する意見(P. 55～P. 56)

無線LANルータ等の端末設備のセキュリティ対策については、情報漏洩等に係るリスクからお客様を保護する観点で重要であり、取り組みについては特に異議はございません。

しかしながら、昭和60年の電気通信事業法施行により端末設備区間が開放され、電気通信事業者がその事業の用に供する「事業用電気通信設備」とそれに接続される「端末設備」と明確に分界点をもって体系的に整理・運用されていることや、本研究会の設立に至った背景・目的であるIPネットワークの急速な進展によるネットワークの設計や管理手法の変化に対応した適確なシステム管理を実現するための電気通信主任技術者資格制度の見直し等の検討範囲から考えますと、端末設備のセキュリティ確保に関する方向性については本研究会の議論だけでなく、端末設備に関係するメーカ、団体等でもさらに議論する必要があると考えます。

特に、お客様の要望に応じて工事担任者資格等を有する技術者がセキュリティ設定を行う対策だけでなく、広くお客様を保護する観点から、不慣れなお客様でも容易に端末機器等のセキュリティ設定が行えるような機器や取扱説明書への工夫も重要であり、端末機器に関係するメーカ、団体等も巻き込んだ検討を要望いたします。

以上